

# 下水道のマンホール蓋 デザイン画決定!



市民の皆さんに、下水道に対し、より関心をお持ちいただくため、本年3月1日から31日までの期間、デザイン画の公募を行いました。その結果、12点の応募があり、選定の結果、次のとおり決定しました。

【採用作品】 兵庫県神戸市 杜多利香さん

【選定理由】 マンホール特有の円形を生かして、伊賀市の花・木・鳥と忍者がバランス良く配列されている。

今後は下水道事業に活用していきます。

【問い合わせ】 本庁下水道課 ☎ 22-9820

## 水稲【米】等の農業所得標準は、 平成18年分の確定申告から廃止します

農業所得の計算は、収入金額から必要経費を差し引く「収支計算」が本来の所得の算出方法です。これまで、多くの方が農業所得標準率を用いて申告されていましたが、農業経営や生産方式の多様化により農家間の経営格差が拡大していることから、各農家の個別事情を反映させるため作成しないこととなりました。

このため、平成18年分の確定申告からは、農業の取引に関する収入と経費についての書類の保存と記録を行い、収支計算による申告をしていただくこととなります。

※農業所得標準廃止に伴い、平成17年度まで送付していましたが「農業経営報告書」は、今年度より送付しません。

◎収支計算とは「収入金額」から「必要経費」を差し引いて「所得金額」を計算する方法です。

$$\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{所得金額}$$

- 収入金額・・・販売金額・自家消費・補助金など
  - 必要経費・・・種苗費・肥料費・農具費・減価償却費など
- ※生活費は必要経費になりませんのでご注意ください。

収入金額と必要経費の分かる書類を保存して、ノートなどに記録し、集計していただくと比較的簡単に計算することができます。

◎保存する書類

収入金額の分かる書類・・・

出荷伝票・仕切書など

必要経費の分かる書類・・・

請求書・領収書（販売証明）など

◎問い合わせ

- 収支計算の方法や記録に関して  
上野税務署個人課税第1部門 ☎21-0289
- 農業所得標準廃止に関して  
本庁税務課 ☎22-9613

## 東海農政局からのお知らせ「秋まき麦の生産者の皆さんへ」

東海農政局では、19年産からスタートする品目横断的経営安定対策への加入を呼びかけています。19年産の秋まき麦について収入が減少した場合の影響を緩和するための、いわゆる「ナラシ」の対策に加入される方は、申請受付が9月1日から始まります。(11月30日まで)

対策の要件を満たす生産者の方は、申請され経営の安定に活用くださるようお願いいたします。

【問い合わせ】 東海農政局三重農政事務所農政推進課 ☎ 059-228-3151 本庁農林政策課 ☎ 22-9665  
東海農政局三重農政事務所津統計・情報センター伊賀庁舎 ☎ 21-0823